

学生と教職員の人権尊重のために

—キャンパスライフ委員会 平成20年度年次報告—

1. キャンパスライフ委員会の活動について

東京学芸大学は、すべての学生と教職員が互いに人権を尊重し合い、心身ともに安全で快適なキャンパスライフを送ることができるよう、その環境づくりのために努力しています。そのために、本委員会は、大学生活のさまざまな場面において、快適な生活の障害となる人権侵害の問題等について、その予防・改善を図るための諸活動を行っています。

委員会は、教員9名と事務系職員2名の委員から構成されています(別掲1)。委員会の下には、13名の教職員からなるキャンパスライフ相談員(別掲2)を置いて、人権侵害等に関連した申し立てや相談に応じる個別の窓口としています。留学生からの相談も、英語、中国語、韓国語で対応することのできる相談員を置いています。さらに心理的支援のための専門委員4名を置いて、人権侵害等に関連した申し立てに関する心理的な支援も行っています。

平成20年度は、定例・臨時の委員会をあわせて12回、委員・相談員・専門委員連絡会を2回開催したほか、人権侵害に関する広報・啓発活動(人権ポスターの公募・入賞者の表彰式・入賞ポスターの学内掲示、キャンパスライフにおける人権に関するアンケート実施等)、相談案件への対応などを行いました。

委員会は、規程によって年間の活動を全学の皆さんに報告することになっていますので、以下に具体的な活動内容についてお知らせします。

2. 人権が尊重される快適なキャンパスライフづくりのための広報・啓発活動

(1) 相談体制の周知活動

大学ホームページ上で、「キャンパスライフ ガイドライン」および相談窓口等についての情報を発信しています。4月の新入生オリエンテーション、5・6月のキャリア支援セミナー、ならびに10月期入学留学生オリエンテーションでは、人権問題に関する大学の姿勢やキャンパスライフ委員会の活動を紹介し、相談員の所属・氏名と連絡方法を示したリーフレット「相談できます」を配布するとともに、ホームページ上の「キャンパスライフ ガイドライン」の活用を奨めました。

(2) 人権尊重の意識を喚起するための啓発活動

- ① 年4回発行された学内広報誌『キャンパス通信』に、毎回「キャンパスライフ委員会のコーナー」を設け、キャンパスライフ委員会からのメッセージやハラスメント防止の呼びかけを掲載しました。
- ② 「サークルリーダー研修会」において、アルコール・ハラスメントに関わる事例およびその対処法・予防法等を紹介することによって、互いに人権を尊重し合う環境づくりについて考える機会を提供しました。
- ③ 各学系教授会において、委員会で審議を行った案件について申し立て人や被申し立て人が判明しない範囲での経過報告および結果報告を行い、ハラスメントの予防や環境の改善について広く意見を募るとともに、理解と協力を求めました。
- ④ 昨年度企画した「人権キャンペーン」ポスターデザイン・コンペティションに応募されたポスターは、広く学生、教職員による投票を実施し、それにより決定した入賞者の表彰を行い、入賞ポスターを学内に掲示することにより、人権に対する注意を喚起しました。
- ⑤ 本学教員を対象にキャンパスライフにおける人権に関するアンケートを実施し、人権侵害の問題等についての調査を行いました。

3. 「キャンパスライフ ガイドライン」の活用

18年度に内容を一新した「キャンパスライフ ガイドライン」の活用により、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなど、多様化しているハラスメントについての情報を提供し、人権尊重の意識を喚起しました。

4. 各種研修内容の確立

キャンパスライフ委員・相談員対象の研修として、2回の委員・相談員・専門委員連絡会において、情報交換を行いました。1回目は、学生相談室カウンセラーから、本学学生相談の現状や傾向についての情報提供、2回目は、学内FD研修の講師を務めた委員から、研修の状況、感想を話していただき、ディスカッションを行いました。

5. 相談案件への対応

平成20年度に相談員ならびに委員会委員に寄せられた相談は12件ありました。セクシュアル・ハラスメントに関するもの1件、修学上のハラスメントに関するもの5件、それら以外のもの6件です。

委員会では、昨年度からの継続案件1件と上記のうち2つの案件について調査委員会を設置して、事実関係の調査を行いました。前年度から引き続いてきた教員のセクシュアル・ハラスメントに関する案件は、教員と学生間の様々なハラスメントの要素が内在し、さらに教員には過去にも類似したことで注意を受けていたことも考慮して審議し、4月、学長に提言するとともに、5月の学系教授会で報告しました。今年度の1つ目は、臨時補佐員として働いていた女性に対する教員のセクシュアル・ハラスメントに関する案件でした。女性からの申し出を受けて、事実調査の必要性を感じ、委員会では調査委員会を発足し、その関連者の調査を行いました。1月、その結果を学長に提言し、教授会でも報告しました。なお、今年度2つ目の案件は、パワーハラスメントで訴えがあった案件ですが、調査中ですので、内容は現在のところお伝えできません。

その他、調査委員会の設置にいたらなかった案件では、教員の対応の仕方や言動に対する学生からの相談が複数件寄せられました。委員会では、増加するアカデミック・ハラスメントに関する相談案件について、プライバシーの保護に配慮しつつ、当該部局と連携して対応することの有効性について検討しました。また、学系教授会において全教員への注意喚起を行いました。なお、個々の案件については、可能な範囲で事実関係を明らかにし、相談者の意向を尊重しつつ、最善と思われる対応をすることで、解決を図りました。具体的には、相談者へのアドバイス、当該部局への提言、所属学系長からの当該教員に対する注意喚起、委員会判断による相談者への回答等を行いました。

<別掲1>

平成20年度キャンパスライフ委員会

中澤 智恵 (総合教育科学系生活科学)
吉田伊津美 (総合教育科学系幼児教育学)
李 修京 (人文社会科学系アジア言語・文化研究)
椿 真智子 (人文社会科学系地理学)
中西 史 (自然科学系理科教育学)
海老原理徳 (自然科学系技術科学)
加藤 泰弘 (芸術・スポーツ科学系書道)
尾関 幸 (芸術・スポーツ科学系美術)
石井 彰 (保健管理センター)
岩崎 豊久 (総務部長)
笠井 俊秀 (学務部長)

<別掲2>

平成20年度キャンパスライフ相談員

大河原美以 (総合教育科学系臨床心理学)
田村 毅 (総合教育科学系生活科学)
及川英二郎 (人文社会科学系歴史学)
高良 麻子 (人文社会科学系社会システム)
斎藤 昭 (自然科学系分子化学)
原田 和雄 (自然科学系生命科学)
白須 尋子 (芸術・スポーツ科学系運動学)
正木 賢一 (芸術・スポーツ科学系美術)
塩原 麻里 (芸術・スポーツ科学系音楽科教育学)
許 夏玲 (留学生センター)
李 修京 (人文社会科学系アジア言語・文化研究)
石森 徳子 (学務部学務課)
児玉 良子 (学術情報部学術情報課)